

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

国民年金は3つの年金であなたをサポートします！

平成24年度年金額

老齢基礎年金...786,500円(満額)

- 20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間や保険料を免除された期間などが、原則25年(300月)あることが必要です。

障害基礎年金...983,100円(1級)、786,500円(2級)

- 国民年金加入中の病気やケガにより、一定の障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。(納付要件を満たした場合)

遺族基礎年金...1,012,800円(子供が1人いる妻の場合)

(基本額：786,500円 + 子1人の加算額：226,300円)

- 国民年金加入中の方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

※子は18歳到達年度の末日(障害がある場合は20歳まで)となります。

※障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、初診日や死亡された日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、もしくは直近1年間に未納がないことが必要です。

【お問合せ】むつ年金事務所(国民年金課)
住民・環境部門 担当：七戸

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届提出のお知らせ

手当を受けている方は、毎年現況届を提出する必要があります。現況届は、手当を受けている方の前年の所得状況と、8月1日現在の子どもの生活状況を確認するための届出です。

もし、この届出をしないと当該年度の8月からの手当を受給できなくなります。また、提出せずに2年を経過すると、時効により手当を受ける資格がなくなりますので、ご注意ください。

現況届を提出することにより、8月から翌年の7月分までの1年間の支給が決まります。

児童が18歳になるまで、この現況届によって1年ずつ資格を更新します。

現況届の際、児童扶養手当受給者は住民票謄本を提出してください。

※受給者には、郵送にて通知しますので、通知後、持参するものなどをご確認のうえ、窓口までお願いします。

【お問合せ】住民・環境部門 担当：七戸

平成24年度青森県戦没者追悼式参列者募集

先の大戦において亡くなられました青森県出身戦没者の御霊を追悼し、併せて平和を祈念するため平成24年度青森県戦没者追悼式参列者を募集します。

1. 日 時 8月28日(火) 午前10時から午前11時30分まで
2. 場 所 青森市文化会館
3. 対象者 戦没者の遺族
4. 募集人員 10名
5. 申込締切 8月15日(水)
6. 申込先 佐井村役場 住民福祉課



【お問合せ】住民・環境部門 担当：七戸